

2021年 4月 6日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分 会 長 朝 倉 健 次



「36 協定」締結について (3)

当労組は「36 協定」について下記要求致しますので、積極的なご回答を求めます。尚、繰り返しになりますが、当労組が貴社と申し上げるのは「業務G r .」を指しているのではありません。貴社ご回答やご連絡、当労組への対応はオハラ樹脂工業株式会社代表取締役尾原慶則氏による責任と権限で為されない限り、不誠実対応と受け止め、不当労働行為と理解させて戴きます。

記

1 当労組本年3月26日付「従業員説明会について」と題する書面で、貴社社会保険労務士の先生による説明会の機会を設けて頂くよう求めましたが、未だにご回答を頂いておりません。尚、貴社本年3月23日付「貴組合『従業員説明会の通知並びに要求書』につきまして」と題する書面記載の「社会保険労務士の先生による説明会」は貴社からの提案ですので、速やかな開催を求めます。

2 貴社は、「残業禁止：全社通達」と題する書面を社内掲示されましたが、「36 協定」が締結されるまでの間、定時後に「品質異常号外」等による各得意先への緊急対応をしなければならない事態が生じた場合には、尾原社長においてどのように対応されるのか、具体的に明らかにされるよう求めます。当労組はこれまで、無責任な貴社の対応で信用を損ねかねない危機を何度も見聞しており、従業員の生計に関わる職場を絶対に失いたくはありません。速やかに明示されるよう重ねて求めます。

以 上